

第13回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 平成29年10月19日(木)午後2時00分
2. 閉 会 平成29年10月19日(木)午後4時00分
3. 出席委員 村橋 彰会長、巽 憲次郎副会長、長谷川 深雪委員、加藤 勤委員、池永 安宏委員、森島 良裕委員、岩本 泰典委員、新田 一也委員、森崎 陽子委員、武井 佐知委員、九門 りり子委員、市岡 伊佐男委員、原 毅委員、畑山 泰雄委員、辻 眞市委員
4. 事務局 河野 宏甲教育次長兼教育総務室長・北田 千秋学校教育部長・竹田 和之生涯学習推進部長・大湾 喜久男学校教育付部長兼学校規模適正化室長・小川 暢子生涯学習推進部付部長・和久田 寿樹学校規模適正化室長代理・竹田 知宏学校教育指導課長・木村 浩幸学校管理課長・後藤 秀也教育総務室長代理・殿山 泰央学校規模適正化室課長・富岡 鉄太郎学校規模適正化室・玉田 賢一学校規模適正化室・森 真奈美教育総務室
5. 案件事項
 1. 第一中学校区の適正配置について
 2. 第二中学校区の適正配置について
 3. 第三中学校区の適正配置について
 4. 第四中学校区の適正配置について

6. 議事内容

会長

定刻となりましたので、ただ今から、第13回交野市学校教育審議会を開催いたします。

次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局

はい。

意見交換につきましては、「第一中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会」という名称で、第一中学校区の保護者や地域の方々を中心に、第一中学校区の学校適正配置等について、複数回の意見交換をさせていただきたいと考えております。

また、様々な方からご意見を聞くため、意見交換会の参加者を公募でも募集していきたいと考えております。

公募については、11月の広報で市民の皆様にお知らせするとともに、本市のホームページでも参加者の募集を行いたいと考えているところで、第一回については、12月の初旬を予定しております。

この件については、現時点でのご報告は以上です。

会長

ありがとうございました。

この件については、前回、委員からも、長宝寺小学校では今後も小規模状態が続く見込みである一方で、教職員が少ない中であっても、きめ細かな指導をされており、そういったことも認識しながら、懇談会に臨んでほしいというご意見をいただいております。

そのような素晴らしいご指導をいただいている教職員が多くおられるというのは、大変ありがたいと思います。

しかしながら、一方では、小さな規模の学校では教職員の数も少なくなるため、学校運営の面や教職員同士の研鑽、教職員同士のつながりという面で、どうしても不安があるということも考えていく必要があり、やはり、基本方針で示されているように、一定の学校規模を確保していくことは、子どもたち、そして、先生方にとっても大変重要なことであると思います。

我々、審議会としても、適正な学校規模を確保しながら、今、長宝寺小学校をはじめ、各小中学校でやっただいているような、きめ細かな教育というものを継続し、さらに発展させていけるような教育環境の確保に向けて、議論を進めていければと思います。

委員の皆様、この件について何かご質問やご意見等ありますでしょうか？

よろしいでしょうか。

それでは、前回いただいた意見の確認に戻りたいと思います。

円滑な学校運営という点では、適正な学校規模の確保はもちろん必要なことですが、今後は学校と地域との連携についても、ますます重要になってくることが予想されます。

現に、地域と結びついていかなければ、学校運営ができないという状況があります。そんな中であって、学校区を考える上では、やはり学校区と地区の境界が一致していることが望ましく、そのようなご意見も今までの審議会でたくさんいただけてきました。

前回で、ひととおり第一中学校区から第四中学校区までの現状を確認してきましたので、ここで、いったんまとめて確認したいと思うのですが、事務局、学校区と地区の境界が一致していない地域について、説明して頂けますか。

事務局

はい。

お手元にお配りしております、前回の確認資料1をご覧ください。A4横のカラー刷りのものです。

本市においては、4地区、学校区と地区の境界が一致していない地域がございます。

1か所目は、郡津地区で、大部分は郡津小学校区となっておりますが、一部、長宝寺小学校区となっております。

2か所目は、私部地区で、こちらの地区は、交野小学校区、長宝寺小学校区、藤が尾小学校区の3つの小学校区にまたがっています。

3か所目は、星田地区で、星田小学校区、妙見坂小学校区、旭小学校区、藤が尾小学校区の4つの小学校区にまたがっています。

最後に、4か所目は、南星台地区で、大部分は妙見坂小学校区となっておりますが、一部、星田小学校区となっております。

学校区と地区の境界が異なる地区については、以上の4地区です。

会長

説明ありがとうございました。

学校区については、子どもたちの生活圏となっておりますので、子どもたちが安全に過ごせるよう、地区の境だけでなく、地形地物なども考慮して、決定してきたという経緯もあるかと思えます。

しかしながら、今後ますます、学校と地域との連携が重要になっていくであろうことを考えますと、地域が一丸となって学校との連携を深めていくためには、学校区と地区の境界は一致している方が望ましいとも考えられますので、そういったことも十分に考慮しながら、検討を進めていく必要があるかと思えます。

前回の審議会で委員の方からも、学校区と地区が一致していないことにより、同じ地区の中でも回覧板は異なっているなど、様々な課題が生じているといったご意見もいただきましたが、そこらへんについては、事務局、どのように考えていますか。

事務局

はい。

学校区の設定につきましては、学校規模や児童生徒数のバランス、子どもたちの通学距離、地区の境界や地形地物など、様々なことを総合的に考えながら、また、過去には学校教育審議会にも諮問させていただきながら、設定してきました。

会長からのお話でもありましたとおり、今後学校と地域との連携をますます強化していく必要があるということを考えますと、学校区と地区の境界については、できる限り一致していることが望ましいとの認識は、事務局としても持っているところです。

しかしながら、審議会の中でもご意見をいただいております、郡津地区や南星台地区など地区の中で、一部地域だけが、別の学校区となっている箇所について、実際に校区変更をすべきかどうかを検討するとなりますと、その地域に住んでおられる保護者や地域の方々のご意見が大変重要になってきますので、具体的に施設改修を行う段で、地域の方のご意見も聞きながら、検討していく必要があると考えております。

学校区と地区の関係についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

委員の皆様、この件について何かご意見等ありますでしょうか。

委員、いかがでしょうか。

委員

星田地区が、4つの小学校区と2つの中学校区にわかれているということは、地域が広いということもあるんですけど、今回星田北の方で相当な開発が進むという中で、そのとらえ方をうまくとやっっていかなないと、すべての学校にもものすごく影響が出てくるというか、生徒の人数もそうですけれども、地形も、こうやって地図で見たら平坦ですけれども、低学年には相当なアップダウンがあるので、一概に平面的に見ていたのではわからないのですけれども、学校の校区の変更というものは、子どもの関係も親の関係もコミュニティがばらばらになっていくので、慎重に考えないといけないと思うんです。

ある程度まで審議が進んでいけば、喫緊の課題のある一中校区以外の校区も当然地元と十分コンセンサスでいかなないと、今の星田北7丁目が星田小学校で、あとの大きい道路以外は藤が尾に行っている経過も、子どもの安全のために大きい道路を横断するのは難しいというかたちで藤が尾小学校になったということも聞いているので、もうちょっといろいろ真剣に、三中の部分は。

今まだ審議会の内容というのが、私の口から地域に広めていくとややこしくなるので、今はまだ具体的には進めてないんですが、7丁目の新しく来られた方が多いところは、自治会がしっかり根付いてきているんです。ですので、そういうところで、新しい7丁目のところの人は藤が尾小学校ですよ、以前の人は星田小学校ですよ、というと、完全に同じ7丁目の自治会自身が2つに分かれてしまうというかたちになるので、そこらへんが、またほかの地区の状況も聞きながら、最適にするのがどれか、というところで。

他のところが減るというかたちも多いんですが、子どもが400人とか増えてくるとなると、ひとつの学校の単位になってくるの

で、今後も慎重に考えていかないといけないな、と知っているところなんですけれども。

会長

他にないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き前回の確認を行っていきたいと思います。

前回、第三中学校区と第四中学校区の学校適正配置案についての事務局の説明の中で、参考資料の配置案一覧表に斜線を引いている案がいくつかあり、それについては、教育環境上望ましくないと考えられるような、デメリットを含む配置案である旨の説明を受けました。

第三中学校区・第四中学校区では、星田駅北の開発の影響などから、配置案の数も非常に多いため、教育環境上望ましくないようなデメリットを含む配置案については、一定除きながら、望ましい配置案を絞っていくのが良いのではないかと思います。

もちろん、具体的にどのようなデメリットが、教育環境上望ましくないのかという部分については、議論をしていく必要があると思いますが、これについては、委員の皆様、どうでしょうか。

そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

ありがとうございます。

では、一定、望ましいと考えられる配置案を絞っていきながら進めていきたいと思います。

配置案に斜線を引いてあるデメリットについては、第三中学校区・第四中学校区の適正配置を審議する際に再度確認しながら、他に考えられるデメリットなどについても議論していきたいと思います。

次に、学校適正配置の審議の全体の進め方というところでは、各配置案を評価できるような評価表をつくり、委員の皆様と各配置案のメリット・デメリットを確認しながら進めていくことで、本日、

事務局に各配置案の評価表の素案を用意していただきました。

本日は、第三中学校区や第四中学校区については、教育環境上望ましくないデメリットについての確認を、まずはしていきたいと思いますが、第一中学校区、第二中学校区については副会長とも相談しまして、委員の皆様のご理解も進んでいるかと思しますので、実際に、素案として各配置案の評価を記載したものを用意してもらいました。

もちろん、用意してもらった評価表については、素案段階ですので、委員の皆様を確認していただきながら、修正して、評価表を完成させていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

また、評価表については、地域性の違いなどから、評価項目が各中学校区で異なるものになるかと思しますので、中学校区ごとに審議の際に確認していきたいと思します。

それでは、本日の案件に入っていきたいと思うのですが、その前に、前回の案件で確認しておきたいことや、言い忘れたことなどがあれば、確認しておきたいと思します。

委員の皆様、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の案件に入っていきたいと思します。

案件1「第一中学校区の適正配置について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局

はい。

会長からもお話いただきましたとおり、各適正配置案の評価表を作成しましたので、そちらについて、説明させていただきたいと思します。

まず、簡単に第一中学校区の現状について、確認させていただきます。

第一中学校区の各学校の学校規模については、第一中学校、交野小学校は現在、適正規模となっていますが、長宝寺小学校については、現在すでに小規模であり、将来も小規模状態のまま推移する見

込みとなっています。

一方、学校施設についてみますと、昨年度時点で、第一中学校は築後 57 年、交野小学校は築後 53 年、長宝寺小学校は築後 42 年の校舎のある学校となっており、第一中学校と交野小学校については施設の改修時期を迎えているという課題を抱えています。

したがって、第一中学校と交野小学校は施設老朽化の課題を、長宝寺小学校は学校規模に課題を抱えているといえます。

それでは、第一中学校区の各学校の現状を踏まえまして、各配置案の評価表の確認をまいります。

スライドは、お配りしております評価表と同じものになっています。

大変小さく見にくいかと思しますので、お手元の資料とスライドをみながら、ご確認いただければと思います。

まず、評価表の見方ですが、上段の赤枠部分が評価一覧となっており、各配置案の評価を記載しています。

配置案の評価については、【1】と【2】に分かれており、【1】では校区変更案、学校統合案、小中学校統合案について、共通で比較できるような項目を評価項目としています。一方、【2】では、学校統合、または、小中学校統合をする場合に、重要であると考えられる評価項目を記載しています。

下段の緑枠部分には、上段の評価一覧を作成するにあたっての、各項目の評価基準を記載しています。

上段の評価一覧については、スライドの緑で囲った部分が、配置案の評価項目となっており、その右側の紫で囲った部分が、評価項目ごとの評価の具体的な内容となっています。

また、その右側が各配置案の評価をしている部分で、赤で囲った部分に、学校適正配置案の配置案番号と内容を記載しており、配置案ごとに、各項目の評価を縦に見ていくような表としています。

続いて、下段の評価基準ですが、紫枠の評価の具体的な内容ごとに、赤枠部分に記載のとおり、「◎」「○」「△」「×」の四段階で評価をしています。

「◎」が特に望ましい状態、「○」が望ましい状態、「△」が改善可能な課題がある状態、「×」が改善困難な課題がある状態、としています。

表の見方については、以上です。

続いて、具体的に評価項目や基準について説明致します。

まず、評価項目と評価内容ですが、評価項目は【1】の校区変更案でも学校統合案でも共通の項目として、スライド赤枠の4項目としています。

順番に説明させていただきます。

項目1「適正な学校規模の確保」の評価内容はひとつで、各学校の学校規模が、将来も適正な学校規模となっているかどうかで、「◎」「○」「△」「×」の四段階で評価しています。

次に、項目2「良好な教育環境の確保」の評価内容は「小中一貫教育への適応」としており、小中一貫教育を進めるうえで重要になる、教職員や児童生徒の移動のしやすさについて、評価しています。

項目3「立地条件等」の評価内容は「通学距離」で、学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離の範囲内で、今よりも通学距離が短くなる地域が多い場合は「◎」で評価し、基本となる通学距離の範囲内は「○」、許容範囲内は「△」、許容範囲を超える場合は「×」で評価しています。

項目4「学校と地域コミュニティの関連」の評価内容は「コミュニティ施設としての機能確保」としており、学校が地域拠点として活用される頻度について、評価しています。

次に、【2】の学校統合をする場合に、先程説明致しました、校区変更案と学校統合案の共通項目に加えて、重要であると考えられる評価項目についてですが、こちらは2項目となっています。

ひとつめは、「学校の敷地面積」です。

評価基準は、各学校の敷地面積の大きさについて、市立小中学校の1校当たりの平均敷地面積の120%以上なら「◎」、80%以上120%未満の面積なら「○」、80%未満の面積なら「△」、平成14年文部科学省令、小中学校設置基準に定める校舎・運動場面積

が確保できない場合は「×」で評価しています。

ふたつめは、「学校周辺施設の活用」で、教育環境の向上に資する公共施設等が学校の近隣にあるかどうかで評価しています。

評価項目については、校区変更案と学校統合案で共通の4項目と、学校統合をする場合の2項目の、合計6項目となっています。

そして、これらの評価項目・評価内容ごとに、評価基準に基づいて、各配置案を評価した一覧を、赤枠で囲った部分に記載しています。

スライドの紫で示しております、こちらの一番左の列は、現状の学校配置の場合、どのような評価になるかを記載しています。

その右側のオレンジの部分には、校区変更案を、さらに右側の水色の部分には、学校統合案を、一番右側の緑の部分には、小中学校統合案の評価一覧を記載しています。

また、評価表の評価項目の一番下には一行、空白の行を作っておりますので、何か新しい項目を思いついた場合などの、記載箇所として、ご自由にお使いいただければと思います。

評価表の説明については以上ですが、評価表の各項目については、例えば、学校規模に関することなどは、可能な限り「◎」、「○」の配置案が望ましいと考えられるなど、各項目の重要性というところもご審議いただきたいと考えております。

案件1の説明については以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました、評価表について、項目や評価基準について審議していきたいと思うのですが、その前に、まず評価表の見方について、わからなかった点やご質問等ありますでしょうか。

委員の皆様、どうでしょうか。

委員

はい

会長 委員、お願いします。

委員 立地条件、評価項目の説明とあわせて、具体的な評価内容について話をしてもらって、さらに、◎、○、△、×の四つの評価の基準になるような話を、例えば、立地条件のところは通学距離のところ、判断基準は非常に明確だと思うんですけども、ところが、上の四項目の中でいうと、3の立地条件のところは非常に明確なんですけれども、1、2、4というのは非常に判断基準が難しいんじゃないかな、と思いながら聞かせてもらっていました。判断基準がですよ。

今、四段階の評価に分かれていますけれども、これはちょっと難しいな、と思うのと、下の方のもっと細かく明確なものを持っておられるなら、話をしてもらえたら、と思うんですけども、下の2つの部分ですね、良好な教育環境の確保と、立地条件等についてと書いている部分で、これもその内の2の良好な教育環境の確保で学校の敷地面積のところは非常にわかりやすい。説明が、◎が例えば市内の学校の平均敷地面積の120%を超えるものは◎、それ以下、80%未満、確保できていないものは×。

それはわかりやすいんですけども、逆に言うと、その下の学校周辺の施設活用のところは、その四段階の基準になっているものが、どうなるかというあたりがちょっとわかりにくいので、だからそのへんの3項目について、もし明確な基準を持っておられるのに出されてないのなら、ぜひそこは聞かせてもらいたいな、と思います。以上です。

会長 そのへんは、基準となる項目というものはありますか。

事務局 基準となる項目。先ほど委員がおっしゃられたように、立地条件等の学校周辺施設の活用について可能性の部分というところになるかと思うんですけども、こちらにつきましては、例えば、第一中学校区におきましては、近隣の公共施設、例えば、総合体育施設

いきいきランド、あるいは私部公園、私部グラウンド等の、学業においても児童生徒が使用することが可能であるような施設が近隣にあるかどうかというところで判断させていただいております。

その中で一番下の枠内に書かせていただいているんですけども、学校に隣接、ようは隣り合わせ、背中合わせでそういう施設がある場合は◎、若干距離はあるんですけども、近接、徒歩圏内といたしますか、すぐに通えるようなところにある場合、近接している場合については○、教育環境の向上に資する公共施設等が、いずれかの学校に隣接又は近接している場合は△、いずれの学校の周辺にも、教育環境の向上に資する公共施設等がない場合は×という基準にさせていただいているのが、一番下の項目になります。

委員 わかりました。

会長 例えば、校区変更、どの学校にもありますが、そして統合案にしても、それぞれの相対的な差というものももちろん考えてということですね。

事務局 そうですね。そこもありますね。

会長 もともとの基準というの、あるなしというのがありますが、相対的に順位をつけていくというか。そういう部分もあるかと私は思うんです。明確な基準というものが、なかなか出せない部分もあると思うんで。

事務局 そうですね。

会長 ほかにはどうでしょうか。

委員 この評価ですね、ひとつずつ○×でやっていくという評価ですけども、校区変更案の1から4までのうち、この印について、例え

たらどうかな、と思うんですけども。

そして、評価表の項目、評価内容ですね、この点についてご意見をいただきたいのですが、どうでしょうか。具体的にご意見をいただくという。評価項目と基準をちょっと見ていただいて。評価項目と評価内容ですね、そこについてまず、4項目と2項目書いてますけどもそこについて。

委員、どうでしょうか。

委員 これに書いてあるんですけども、適正な学校規模というのは、感覚としてはどういうものになるのか。○△×、生徒数とかいろいろあると思うんですけども、学級の数でしょうか。

会長 1の学校規模のところですね。
事務局 どうでしょうか。

事務局 1-①の部分ですね。こちらにつきましては、事務局で作成する中で特に望ましい状態、◎の部分というのが平成52年度、将来にわたって適正な学校規模を確保できる見込みであり、児童生徒数の増加が見込まれるというところで、児童生徒の増加というところで残念ながら一中校区については爆発的に増えてくるような住宅開発というような動向がないので、◎は今のところ計上されていないです。ただ、望ましい状態というのは、将来の平成52年度、いま推計値を出している中で適正な学校規模を確保できる見込みであれば○ということで、○になるか△になるか×になるかというところで、学校規模適正化基本方針に明記させていただいている規模をクリアできているか否かで評価させていただいている状態です。

会長 あくまで将来予測をもとに出しているということですね。

事務局 はい。

会長 委員、よろしいですか。

委員 はい。

会長 ほかにはどうでしょうか。

委員 この一番上の、普通、採点からいうと、校区変更案4を例にとりまして、下のごとくなんですが、冒頭に説明のありました各校区の説明会、いろんな人が寄ってやる説明会の席では、こういうことは案件として挙げられるんですか。来た人に対して。

会長 事務局どうですか。

事務局 そうですね。説明会といいますか、先ほど案件に入る前にお話しさせていただいていた一中校区の懇談会の中では、さまざま、この学校教育審議会で諮ってきた経過というのは説明をさせていただいた中で、意見交換をさせていただきたいと考えています。当然、こういった内容につきましても、挙げていく必要はあるのかな、と考えています。

委員 ということは、こういう例が一番望ましい、というようなことは言われるんですか。説明会に来た人に。

それこそいろんな意見とか案が出ると思うんです。その時点で、我々は一応こうやってわかっていますが、適正か適正でないか、というのは。ところが、来られた人は一切こういうものがいていないわけでしょう。どんな質問が出るかわかりませんよね。それが今一番懸念しているんですけれどもね。我々が理解するというより、説明会に来られた人にはこういう参考資料がひとつもないし、どういいう意見が出るかわからない。

これで見させてもらったら、校区変更案4であれば、移動する地域の人がどれだけの抵抗というのか、そういうのが出るかわかりま

せんけれども、長小校区とすれば、これが個人的にはいちばんいいんじゃないかと思うだけであって。ただ、複数の人が見た場合に、こういう案もあるというのがいくつも参考に挙がって、そちらの方で、説明をどのようにされるのか。一回で説明会は終わりませんけれども。

会長

少なくとも、基準たるもの、先ほどご意見もありましたけれども、どの基準で評価して出しているのか、という基礎資料ですね、その丁寧な示し方というのが重要になってくると言えますけれどもね。いきなりこれです、と言ってもなかなか分かっていただけないと思うので、その出し方ですね。その部分を、資料の作り方ですね、そのあたりをしっかりと万全にしてもらえたらな、と思うんですけれども。わからないというのが一番よくないと思うので。

委員

例えば、×は0点、△は5点、○は10点、◎は20点として計算していくと、25点、30点、25点、30点、35点になるので、校区変更案の4が評価が一番高い。数値でいうとね。その次は35点、25点、30点、30点なので、35点の学校統合案の1が一番点数が高い。そのあとは45点、45点、40点なので、小中学校統合案の1と2が3よりもちょっと評価が高い。

こういうようなかたちで、評価結果をね、基準というのはあくまでも、今おっしゃったように、いろんな見方がありますよね。どの評価が一番優遇されて、この記述でもうちょっと点数を変えるというようなこともありますよね。そういうかたちで、単純に評価結果を出して、そのうちの高いのを検討していく。そのデメリットを検討して進めるというふうにやれば、具体的に評価の内容が頭にはいるのかな、と。ただこうやって○×がずっとあるけど、どの案に絞っていくのかというのがちょっと難しいというのがあるんですけれども。やり方はいろいろ、委員さんの考えもあると思うんですけれども。

会長 例えば、【1】の共通評価項目のところ、評価項目が4つあるんですけども、その4つの中でのそれぞれの比率というか、ウエイトというものもありますのでね。

委員 いちばんいいのは、100点になればすべてが〇だったら、という場合がいいんですけども、それはあくまで理想論になりますので。ウエイトもありますよね、1から4まで。コミュニティは、配置案も決まり、そこに根付いていけば、コミュニティはおのずと後からでもできてきますよね。現行のコミュニティも校区もすべてそのままのかたちでいったら、なかなか難しいですよ。校区変更くらいしか、案としては出てきませんよね。それより、全体をやるんだったら、一回そういうこともやってみたら前に進むんじゃないかな、と思うんですけど。

会長 今、お話いただいている評価項目とか内容について、ウエイト、ということですね。

 ほかはどうでしょうか。

 どの項目にどうかけていくかというのは、難しいところですけども、実際。

委員 学校規模とかは、学級数とかは、校区変更で、なんぼでも生徒数を割り振っていけますよね。例えば、これから案を考えると。良好な環境、ここらへんが、将来の小中一貫教育ということになったら、いちばんウエイトが大きいですよ。これが×だったら、全然これからの将来に合わない。ただ、立地条件とか学校の距離は、例えばスクールバスとかね、コミュニティとかそういうかたちでも、自転車通学 OK ですよ、ということも含めていくと、そんなに大きくないですよ。

 それから、コミュニティのところも、今のコミュニティは校区によっていろいろ分かれていますけれども、校区が変わった、ぼくのところはちょうど星田小学校だったけれども旭小学校に変わった

時も、初めは大変とまどったこともあったけれども、今はそれでここ何年かはきているから、またコミュニティも新しくできあがってるんで。まず学校の二番目の一貫教育についての適応にウエイトを置くんじゃないかな、と思うんです。それはみなさんに意見をいただいて。

会長 今、委員が言ったように二番目の良好な教育環境の確保というあたり、そのへんのウエイトというのも考えていく、というのもありますのでね。

 そのほかどうでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 必ずしも進めていくために整理するという意味での提案なんですけれども、例えば、話を聞いていて、ぼくが上の段でいえば、評価の濃淡と言ったらいいのか、温度差と言ったらいいのか、力点の置き方の違いというのは当然あると思うんですけれども、4が一番わかりにくかったな、と思うんです。今のところで、話に出てくる評価基準で、どういうのを◎にするか、○にするか、△にするかというので一番わかりにくかったのはコミュニティです。あとはだいたい想像つきます。

 良好な環境確保の中で、結局その評価内容という移動のしやすさとおっしゃったところで、つまり距離が問題になってくるので、それはぼくらも最初にもらっている資料から判断すれば、この距離であれば◎、ここは○、そういうことなんだな、というのはわかるんですけども、4が一番難しいんですよ。わかりにくい。そういうことをきっちりしたら、意外と濃淡があるようでないというか、言い切れないけれども、今、委員がおっしゃったように、2番とか3番とかは非常に重要な要素ですね。

 ところが、そういうことなんだけれども、そういうところでぼくも合計点数出したらいいなと思うんですけれども、でも、その下の良好な教育環境の確保の中で、学校の敷地として最終的にそこで引っかかって、そこが×だったら、どれだけそれまでの条件がよくて

も、一か所そこに×がついたらだめでしょう。特に、良好な教育環境の確保の中の敷地面積で×がついたら、これは適してないということでしょう。だから、そこまでの要件をすべて○あるいは◎に近いものがはいついて、こんなところで×がついたらどうしようもないな、と。ちょっとそんなことを感じたので、評価を例えば◎は何点、○は何点、△は何点と仮につけたとしても、一番肝心なところで、敷地面積が×だったら、上のトータルの点数がいくら高くても、ベースになるものが全然話にならない、ということになってしまっておそれがあるわけなので、そこは考えたら、×がひとつでもついたらその案は考えられないというふうに判断してはいけないのかな、というふうに思います。いかがでしょうか。

事務局

まず、一点目の4の学校と地域コミュニティの関連について、ここがわかりにくかったというところで、事務局としてこれを作成させていただいている際に、コミュニティとしての機能確保、ようは、建物がどれだけ確保できていますか、という視点で見るときに、校区変更であれば学校の校数は変わらないので、建物としてはありますね。ただ、小学校統合や小中学校が統合した場合には、いずれかの学校施設が、学校としてはなくなるかもしれないので、建物の数、校数としては減ってしまうので、△というかたちで書かせていただいたんです。

ただ、△と×の違いはなんですか、というと、改善可能な課題がある状態、要するに、新しく施設整備をするにあたって、数は減るけれども、使用頻度が上がるような施設整備方法や改修方法等をとれば、建物としての数は減っても、使用頻度は上がるというふうに考えています。というのは、今まで複合型などの先進事例も含めてお示しさせていただいている中で、どんどん学校の中にそういった施設を取り込んでいくという先行の事例もありましたので、そういったことも考えていくと、数が減るからいきなり×ということではなくて、△をつけさせていただいているというのが、この評価シートの4の項目になります。

ひとつでも×がついていれば、これは望ましくないであろう、その配置案は削除していくという考え方につきましては、以前から、委員がおっしゃるように、これから望ましい教育環境を考えていく中で、×がついているのはありえないでしょう、という意見もいただいていますので、それについても審議会の皆様のご意見、異議がないようであればそれは当然削除していく必要があるものと考えています。

会長 ほかにどうでしょうか。

委員 今の、良好な教育環境の確保というところや、立地条件等も含めて、例えば後半のところは、これを合計していても、上でいい点が出て下もいい点が出ているという、学校統合案1は下も◎で10ですよね。小中学校統合案の1と2は下の方、合計したら30点あって、点数としては大きくなるので、×は0なので、いずれにしても6つの評価を足していったら点数は下がってきますよね。検討する方向というか、なにもこれで決まってしまうのではないので、具体的に評価してその次どうするかというところに進めていけないといけないので、審議会を重ねていても、この評価ばかりでは。

なので、一回、反論もあるかもしれませんが、この資料を活かして、同じ基準で同じように評価をしていったら、評価の点数がどれが一番高いか、そして、高いものから順番にいったら、やっぱり高いけれどこれはだめだということがあれば、違うと思うんですよ。考えていけばいいのかな、と思うんです。

会長 そうですね。今、この項目と内容で議論していただいていますけれども、評価基準というものを考えたときに、今、△と×の違いは事務局の説明で申し上げましたけれども、例えば、統合して小中の一貫校にしたときに、ハコモノ自体の使用頻度というのはおのずと下がるわけで、このあたりを△にしている。ということであれば、今委員が言われたように、一応この項目、この基準に基づいて、も

う少し説明は詳しくしておかないといけないと思うんですけども、この表をもとに、順位を書き出す、という中で意見を求めるというやり方にすれば、わかりやすいのはわかりやすいのかな、と。各項目のウエイトというものはあるんですけども、一応この表に基づいて進めさせてもらったら、事務局の説明があって、そこで意見をもらう、ということで一定方向が定まってくるのかな、と思うのです。

その中で、やはりこれかな、というのが説明を聞いていただいた方は、これだな、というのが見えてくると思うんです。回数の問題もあるんですけども、丁寧な説明をしてもらえたら、どうかな、と思うんです。

そのあたりどうですか。いろいろとご意見も頂いているんですけども。委員からは、×がついているものは、もう抜いたらいいという意見もいただいているんですけども。事務局で作ってもらっているこの表をもとに進めていくということでどうでしょうか。項目なり基準に対して。よろしいですか。このかたちで進めさせていただければ、と思っています。

いろいろな角度からご意見をいただきまして、ありがとうございます。全体をとおしてこの案件1に関して、トータルでご意見があれば出していただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

副会長 この方向でいきましょう。

会長 他にどうでしょうか。よろしいですか。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

また、評価表の使い方というところで、ひとつ提案させていただきたいのですが、評価表に基づきながら、委員の皆様と議論しながら、各配置案に点数をつけるとわかりやすいかと思うのですが、このような進め方については、委員の皆様、どうでしょうか？

それに加えて、こういうことも付け加えてほしいということがあれば、出していただきたいのですが、どうでしょうか。

委員 感想だけなんですけれども、一中校区からずっとこうやって話を
して、この間、適正配置案で一覧になっているもので、斜線の
あったものがありましたよね。それを省いていきましょうという。
今やろうとしているのは、一中二中のところでは斜線がなかったか
ら、全部についてここにあげてきているということでもいいんです
か？

事務局 そうです。

委員 そうですね。
せっかくあの段階でみなさんに見てもらったわけですから、この
段階ではもう一步絞られててもよかったんじゃないかな、というの
が個人的な感想です。でないと、重ねていっている意味が感じられ
ない。そういう意味では、今みたいなかたちで点数化してもらって、
次見せてもらうときは、いくつか、あれとあれは消しました、とい
うようなかたちのものが見たいな、と思いました。

会長 ありがとうございます。

委員 先ほどから、評価結果を、ということでぼくは話をしていたんで
すけれども、ひとつの方法としての方法論であって、それが必ずし
も正しいわけでもないもので、一応進めていく中で絞り込むという意
味での手法でやってみるというかたちでぼくは思っていたんです
けれども、他にも確かに各委員さんでもここは大切にしたいという
項目があると思うんですよね。次はその人の提案でいろいろ評価し
ていったらいいと思うんですけれども、なにかひとつ基準決めて評
価しているのだから、具体的に高い点数から検討していくとか、今
おっしゃったように、廃案になったやつでも点数つけてみてやる、
という。そうでないと、地域でなにか話をしようとしても、基準、
こういう7つの項目で、考え方の基本はよろしいですね、と。あと、

こういう評価の仕方でもよろしいですか、ということで具体的に点数ではこれぐらいになるんです、ということで。×のところは敷地買って広くすればいいじゃないか、ということとかそういうこともあるでしょうけれども、そこまで入り込むと大変だと思うので、単純なかたちで今の評価を事務的に、機械的にやったらこうなる、ということでやっていかないと進まないんじゃないかな、と思うんです。三中校区なんかは、特にそうやってもらいたいです。ひとつの手法として、この案を絞るということは。点数が低いからだめ、ということではなく、一回やってみたらどうかな、と思うんです。そういうかたちで進めてみて。

会長

ありがとうございます。今ご意見いただいた中で、次回までに各項目についてとか基準とか、○×、◎とかそのあたりも含めて、次回は絞り込んで、というご意見ももらっているんですけども、事務局から案を出してもらうときに、そのあたりのところも考慮してもらって、各委員さんからも、そのあたりも含めた意見を次回聞かせてもらえたら、というように思います。

それでは、よろしいでしょうか。

第一中学校区の適正配置については、ここまででいったん区切らせていただきまして、ただいま委員の皆様からいただきました、ご意見等も踏まえながら、次回さらに議論を深めていきたいと思えます。

それでは、次の案件に入っていきたいと思えます。

案件2「第二中学校区の適正配置について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。

それでは、案件2「第二中学校区の適正配置について」説明させていただきます。

説明の流れとしては、案件1と同様に、はじめに、第二中学校区の現状について、確認しながら、そのあと、第二中学校区の適正配

置案の評価表の確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第二中学校区の各学校についてですが、学校規模の面からは、第二中学校区の各学校は現在、そして将来も適正規模で推移すると見込まれています。

一方、学校施設については、昨年度時点で、第二中学校が築後44年経過、郡津小学校が築後49年経過、倉治小学校が築後42年経過した校舎のある学校となっており、郡津小学校施設は、本市の市立小学校の中でも比較的古い学校施設となっています。

第二中学校区の各学校の、現状については以上ですので、評価表について確認していきたいと思っております。

スライドは、お配りしております第二中学校区の評価表と同じものとなっています。

評価表の評価項目、評価内容、評価基準については、第一中学校区の評価表と同じものになっていますので、説明は省略させていただきます。

こちらの赤枠で囲った部分をご覧ください。

こちらのスライドは先程の赤枠で囲った部分を拡大したものです。

灰色の列については現状の学校配置の場合を記載していますので、その右側の現状の学校配置を維持する「現状維持案」とおなじ評価になっています。

さらに、その右側の「小中学校案1」「小中学校案2」については、どちらも施設一体型の小中一貫教育実践校を整備する案ですので、小中一貫教育を推進する上では、現状の配置よりも望ましい状態であると考えられます。

しかしながら、項目1の「適正な学校規模の確保」をみますと、案1では適正な学校規模を維持できないことから、案2では適正な学校規模を上回ることから、評価は両方「×」となっているため、現時点では、このような学校配置は難しいものと考えられます。

失礼いたします。資料の修正について説明させていただきたいんですけども、評価項目の2の小中学校案1、郡津小または倉治小の敷地を使った場合のこの二つ目の項目なんですけれども、△になっているんですけども、◎になります。こちらの方の修正をお願いしたいと思います。

委員 すみません、もう一度お願いします。

事務局 2です。△が◎になります。申し訳ございません。修正をお願いいたします。

案件2の説明については以上です。

会長 ありがとうございます。

第二中学校区の各学校については、将来も適正な学校規模を維持する見込みとなっていることから、現状の配置を基本に、さらに教育環境を向上させられるような学校配置を考えることになると思うのですが、ただ今、事務局からも説明のありましたとおり、小中学校案については学校規模の面から、このような配置を考えることは難しくなっているかと思えます。

それでは、委員の皆様、第二中学校区の適正配置や評価表について、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

どうでしょうか。

委員、いかがでしょうか。

委員 二中校区は、一中校区に近いじゃないですか。やっぱり一中校区としては、統合してからある程度の人数は確保できるけれども、やっぱり何十年後というとな減っていくじゃないですか。どこも少子化なんだから、全国。やっぱり一中校区としては二中校区から人がほしいんです。やっぱり、一中校区、交小と長小を一緒にしたからといっても、少ないのは少ないじゃないですか。適正ではあっても。やっぱり、大規模な住宅とか、長小、一か所にしたらひとつ学校が

あくから、そこの広い土地に住宅とかができるのであれば、またそこはそこで増えてくるのかどうかということもあるんでしょうけれども。

やっぱり、私は校区を変えてもらったうえでの統合というか。どこの学校でも校区の編成というか、それがやっぱり不可欠ではないかと思うんですけれども。どこの校区であって。

それがコミュニティとのやりとりの問題になってくるでしょう。やっぱりね、そこじゃないですか、一番問題は。

会長 基本にしているところはありますからね。

委員 そこがなんか、もう少し柔軟にできないのかな、と私は思うんですけれども。だって、子どもが行くわけですから、そこに。今、遠いとか、地形とか、山手の子も多いんで、通学路とか、通学バスの利用を加味したうえで。そこを打破しないと、同じことの繰り返しだと思うんですけれども。二中校区に人が集まっていく。

会長 どうしても、一番は校区の変更の方へ考え方がいってしまうということですね。

他にどうでしょうか。

委員 二中校区のかなり最初の説明にあった中で、二中校区の場合は、校舎の老朽化という課題があったと思うんです。その中で評価項目の中で、良好な教育環境の確保という中にそのへんの項目も必要なんじゃないかな、と思います。でないと、統合するとなると改善されるけれども、そのへんは評価されてないし、現行ではそれが改善されない、ということが気になるんですけれども。そういうと、さっきの一中校区の案に中にもそういうのがいるのかな、というような気も少しします。

会長 なるほど。項目としたら良好な教育環境の確保、というあたりは

必要なけれども、小中一貫教育への適応でしかなくて、そこに、既存の校舎の耐用年数、築後何年というのも大きい要素だと、それを入れるべきだということですね。基準項目に。

それはどうですか、事務局。

事務局

そうですね、今委員がおっしゃられた施設の老朽化の話、これは本当に喫緊の課題となってくる校舎を持つて学校もあるかと思うんですけども、こちらについては事務局でもこの評価表を作成する際にいろいろと悩んだ部分でもあるんです。

といいますのは、適正配置、あるいは適正な規模を確保できるような適正配置を確保したうえで、その施設の老朽化が進んでいるのであれば、改修方法を考えるというところで、いったんこの適正配置案の中で老朽化の項目というのは外したんです。事務局としましては。

どのかたちにせよ、施設の整備はしないといけないというのが、教育委員会事務局での考え方になりますので、老朽化が進んでいるという部分は重要なファクターなんですけれども、かつ今現在、将来にわたって、地域と一体になって子どもたちにとっても、地域にとっても、よい教育環境にあるためにはどのような配置になるのが望ましいのかというのをまず議論したうえで、施設の老朽化はさらに次のステップのところで、評価項目といいますか、考えていく必要があるのかな、というところで今回この評価表からははずさせていただいたというのが、事務局としての思いです。

会長

地域で説明するときは、その項目は出ますよね。

事務局

そうですね。

会長

一応その答えも作っておいてもらわないといけない、ということになりますね。

事務局 そうですね。

会長 今、委員が言われた部分は、非常に大きいところだと思うんですけども、事務局もそれを検討して結果的にこういうかたちで、こういう項目で、という出し方になっているんですけども、その概要は分かっているということによろしいですね。

事務局 そうですね。

会長 委員、よろしいですか。

委員 はい、わかりました。

会長 ほかにありますか。

委員 すみません、ここの今の評価のところですけども、通学距離のところですけども、小中学校案2のところですけども、この前の資料見たら、デメリットのところ、通学距離が小学校の基本となる2km を超える地域があるというのはデメリットに書いてあるんですけども、2km を超えるところがあるなら、×にはなりませんか。

これを×にすると、一番点数がいいのが35点となって。現状維持も35点だし、その次の小中学校1も35点なので、二中は、新しい学校にしても、現状のままいても同じ評価になって。先ほどから勝手に点数はつけさせていただいていますけれども、同じ点数になるというかたちになるというのが出てきますね。もしここが×なら通学がオーバーしているというのを×にしているというのなら。

会長 2km を超えたら×というのは、どうですか。

事務局 すみません。今、委員がおっしゃられているのは2の小中一貫教育への適応への項目で、2km を超え、というところが×になっている、というところをおっしゃられているのでいいでしょうか。

委員 前の資料の、小中学校案2の、下のデメリットのところに書いてあるじゃないですか。2km を超えるところも出てくるよ、という。それは基本方針で決めた許容範囲内では。

事務局 通学距離につきましては、2km を、学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内、ようは小学校であれば3km を許容する、の範囲内に収まるのであれば△、それを逸脱してしまう場合であれば×ということで、この評価項目の中では記載させていただいていません。

委員 わかりました。

会長 ほかにどうでしょうか、よろしいでしょうか。
二中校区の案に対してご意見をだしていただきました。ありがとうございました。

では、次の案件に入ってよろしいでしょうか。

案件3「第三中学校区の適正配置について」を議題といたします。

まず、大変お忙しい中、前回、事務局よりお配りさせていただいた第三中学校区と第四中学校区の適正配置案をご確認いただきましたことについて、委員の皆様にご礼申し上げたいと思います。

委員の皆様、ありがとうございました。

案件3では、はじめに前回のおさらいをしてから、委員の皆様に資料をご確認いただいた中で、お気づきになられた点や、ご意見、ご質問等について、確認していきたいと思います。

次に、前回の資料で配置案の番号に斜線があったような、教育環境上望ましくないデメリットについて確認していきたいと思うのですが、私からも意見を述べさせていただきましたので、その点も

併せて事務局から説明を受けたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。

案件 3「第三中学校区の適正配置について」説明させていただきます。

前回、お配りしております、第三中学校区の一覧表をお手元にご用意ください。

第三中学校区の各学校については、学校規模の観点からは、平成 28 年度時点ではすべての学校が適正規模となっておりますが、平成 52 年度の将来推計をみますと、星田小学校と妙見坂小学校は小規模となる見込みであり、旭小学校についても、学年間の児童数のばらつきの度合いによっては、小規模となるおそれがあるということ、前回確認してまいりました。

また、第三中学校区の学校適正配置については、星田駅北の開発区域の学校区を、どこの学校区とするのかによって、数多くの学校適正配置案が考えられるとの説明をさせていただきました。

星田駅北の開発区域の小学校区については、現在は星田小学校区と藤が尾小学校区に分かれていますが、一団の大規模な住宅開発がある中、開発区域全体をひとつの地域コミュニティとして捉え、学校区をひとつに統一するということも、可能性としては十分に考えられるかと思えます。

こちらの開発区域からの通学距離なども考慮しますと、可能性のある小学校区としては、星田小学校区、旭小学校区、藤が尾小学校区の 3 つの可能性が考えられます。

星田小学校・旭小学校・藤が尾小学校の 3 校については、いずれの学校も、将来小規模化するおそれがありますが、星田駅北の住宅開発区域を含んだ小学校区については、将来的な小規模化は解消される見込みとなっておりますので、学校の適正配置を検討する上で、大変重要な要因となってまいります。

しかしながら、星田駅北の開発区域をいずれの学校区とした場合

でも、妙見坂小学校については、将来小規模化すると見込まれておりますので、こちらについても、適正な学校規模を確保していくための方策をご審議いただきたいと考えております。

一方、学校施設については、第三中学校、妙見坂小学校、旭小学校は築後 40 年程度の校舎のある学校となっており、本市では平均的な築後年数となっておりますが、星田小学校については、平成 28 年度時点で、築後 55 年の校舎のある学校となっており、本市の小学校施設の中で最も古い学校施設であるという課題を抱えていることを確認してきました。

また、前回の審議会では、スライドのような適正配置案の一覧表をお配りさせていただきました。

その中で、スライド右側、紫の破線で囲った箇所の赤字のデメリットを含むような配置案については、スライドのように配置案番号に斜線を引いて提示させていただきました。

赤字のデメリットについては、前回の審議会でも説明させていただきましたとおり、子どもたちの教育環境上望ましくないと考えられるようなデメリットで、配置案作成時に委員の方からいただいたご意見をもとに、前回、3つのデメリットお示しさせていただきました。

それが、スライドの①～③の 3 つのデメリットとなっております。順番に説明させていただきます。

①児童の通学上、他の学校施設のすぐそばを通過して、遠くの学校へ通学するような場合

②児童の通学上、他の小学校区をまたいでの通学、または、他の小学校区を大きく迂回して通学するような場合

③小中一貫教育を行う上で、同一中学校区内の小中学生の間に教育機会等の不均等が生じるおそれがある場合

以上の3つのデメリットのいずれかを含む配置案については、資料の配置案番号に斜線を引いています。

これらの3つのデメリットについてですが、案件 3 の説明に入ります前に、会長からお話がありましたが、前回の審議会の後、会

長からご意見をいただきました。

「③小中一貫教育を行う上で、同一中学校区内の小学生の間に教育機会等の不均等が生じるおそれがある場合」について、施設一体型の小中一貫教育実践校と、独立した小学校が同一中学校区内にある場合に、このデメリットを記載していますが、施設一体型の小中一貫教育実践校であっても、中学校から一体型の学校に通う独立した小学校であっても、教育カリキュラム自体は同じであり、不均等が生じないと考えられることから、このようなデメリットは記載しなくてよいのではないかとのご意見をいただきましたので、こちらについても審議をお願いしたいと考えております。

また、小中学校統合案について、もうひとつご意見をいただいております。

スライドは、小中学校統合案2です。

このように、第三中学校区の配置案で、同一中学校区内に、小学校と施設一体型小中一貫教育実践校がある場合、前回お配りした資料では、デメリットとして記載していなかったのですが、第三中学校敷地に設置されている、新しい小中学校周辺の星田小学校区の児童は、新しい小中学校を通過して星田小学校に通学することになるため、スライド下部に記載の教育環境上望ましくないデメリットを抱えているのではないかとのご意見をいただきましたので、こちらについても審議をお願いしたいと考えております。

また、斜線を引いてある配置案については、まったく可能性がないというわけではないことも前回ご説明させていただきました。

スライドは前回の審議会で配布しました、お手元にご用意いただいた一覧表「第三中学校区の適正配置案」の4ページ目となっています。

こちらは、星田駅北の開発区域全体を、図のように第三中学校区とした場合の配置案ですが、小学校区については、星田小学校区と旭小学校区に分けた場合の配置案となっています。

この場合、赤破線枠内のピンクの部分にも記載のとおり、ふたとおりの可能性が考えられ、左側の（1）に記載のように、紫の地域

を現状どおり星田小学校区とし、緑の地域を旭小学校区とする場合と、右側の（２）のように、紫の地域を旭小学校区、緑の地域を星田小学校区とする場合が考えられます。

こちらの、緑破線で囲った、学校統合案 16 をご覧ください。

別紙の配置図をみていただきますと、スライドと同じ図が記載されています。

例えば、こちらの図は、図の下に記載のように、星田北 7 丁目を星田小学校区、星田北 6,8,9 丁目を旭小学校区とした場合の配置図となっており、旭小学校区の星田北 6 丁目からの通学の際に星田小学校区をまたいでの通学となるというデメリットを含むため、配置案の番号に斜線を引いております。

しかしながら、同じように、星田駅北の開発区域全体を第三中学校とする場合であっても、小学校区をこちらのように、星田北 7 丁目を旭小学校区、星田北 6,8,9 丁目を星田小学校区とする場合では、右図のような学校区となり、旭小学校区の星田北 7 丁目から旭小学校への通学の際は、左の図と同じように、星田小学校区をまたいでの通学となるのですが、こちらの星田 5 丁目を校区変更して旭小学校とした場合にあっては、他の小学校区をまたいでの通学というデメリットは解消されることになり、配置案番号の斜線も消えることになります。

このように、一部の地域を校区変更することなどにより、デメリットが解消されることも考えられますので、斜線を引いている配置案は、まったく可能性がないというわけではないということについてもご留意いただきたいと考えております。

案件 3「第三中学校区の適正配置案について」の説明については以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、配置案番号に斜線が引いている案についても、別の方策によりデメリットを解消できるような場合も考えられるということにも、十分留意しながら、

検討を進めていきたいと思ひます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、第三中学校区の学校適正配置案について、ご確認いただきてきたかと思ひのですが、メリット・デメリットの審議に入る前に、まずは、配置案の確認をしていただいた中で、わからなかった点やお気づきになられた点などがあれば、ご意見をいただきたいと思ひます。

委員の皆様、どうでしょうか？

委員

今、三中校区の中で小中統合と小学校単独のところがあって、小学校があとから統合の学校に入るといふのは、デメリットがあまり考えられないという話があったと思ひんですが、もしそこにデメリットが生じないといふのであれば、先ほどから一中二中を考える際、環境、良好な教育環境の確保、小中一貫教育への適応には移動距離のことを書かれていたんですが、それもさほど問題にはなっていないではないかと思ひます。

もちろん、小中一貫校をつくれれば◎、特に望ましい状態といふことには間違いはないんですが、そうでない学校と混在していてもデメリットがないのであれば、先ほどの一中二中の評価の方も、さほど影響がないといふことになってくるのではないかと思ひます。

会長

そのへんどうですか。

事務局

今おっしゃられてる内容なんですけれども、今委員がおっしゃったのは、かたや施設一体型の小中一貫校、かたや小学校で、中学校にあがる段階で入ってくる、いわば分校みたいなかたちですよね。こういうかたちであっても、教育上のカリキュラムとしては、デメリットとしては考えにくいといふご意見をいただいているので、デメリットにはならないのかな、といふところで、今回ご説明をさせていただいた次第なんですけれども。一中・二中校区の評価表、これから三中・四中校区の評価表も作成していく中で、小中一貫教育への適応といふところで、小学校と中学校の距離が2kmを超え、

というところなんですけれども、距離的な部分でいいますと、教職員の行き来であるとか、児童生徒の行き来、校舎間の行き来というところで、距離というのは、やはり時間がかかるところになりますので、課題があるととらまえて、評価表を作成させていただいています。

例えば、分校の部分にあっても、カリキュラム上はデメリットはないかもわかりませんが、あまりにも距離が離れている場合があると、なかなか距離的な部分でいうと、しんどいのかな、と感じるところではあると思うんです。そのあたりもご審議いただければと思います。

会長 今の回答でよろしいですか。

委員 はい。

事務局 今おっしゃったことは、ひとつもったもな話だと思うんですけれども、今この三中校区のデメリットと呼んでいるものは、このデメリットがあると、そもそも案として考えられないよね、というデメリットを出しているところだと思うんです。先ほどの一中・二中校区につきましては、考える案の中で、どちらがよいだろうかという評価をしている部分ですので、これがあるからといって、案として消せるようなデメリットではないというのが、今の三中校区の話をさせてもらっているので、一中二中校区の場合は、案としてある中で、どれが優れているだろうかというような評価をしたということなので、評価の仕方が違うので、そういうやり方になっているところなんです。

ですから、当然分離型であっても、小中一貫教育はできますし、一体型であればその効果が表れやすいということがありますので、比較をした場合は、一体型の方が小中一貫教育には適していますよね、ということが言えますけれども、ただ、この三中校区みたいに、これがあるからそもそも案として考えられない、というようなダメ

リットにはならないというような話かと考えていますけれども。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 他にはどうでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、配置案番号に斜線を引いているデメリットについて、確認していきたいと思います。

これについては、事務局にペーパーにまとめてもらいましたので、お手元にあるペーパーをご覧くださいと思います。

まず、こちらに記載の3つのデメリットについて、③については私の方からも意見を出させていただいたのですが、教育環境上望ましくないと考えられるデメリットであるかどうかなど、委員の皆様の意見をお伺いしたいと思います。また、併せて、事務局からも説明して頂いたとおり、第三中学校区で、どこかの小学校と第三中学校敷地に施設一体型の小中一貫教育実践校があるような場合、望ましくないと考えられるデメリットの①にあたるのではないかと、との意見も出させていただいたのですが、こちらについても、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

委員 よろしいですか。

会長 はい。

委員 一年生に、中学校に入った子たちに、小学校時代までに与えられてきた刺激の差というのは確実にありますよね。

会長 はい。

委員 カリキュラムというのは、紙の上での話ですから、それが実践さ

れるにしても、やっぱり刺激の差が確実にあるということ自体は、あまりおすすめできる状況ではないでしょうし、一貫教育がよかったのに、という保護者からは、分かれているところからは、分かれていることに対する批判がある。そうでなくてもよかったのに、というところでは、一貫教育に入っている子どもたちの親からは批判がある。どちらにしてもその批判を受けることになるんじゃないか、と思う感じがあると思います。

そういう意味では、明らかにそういう批判が出てくる可能性があることに対して、最終的にこれがどう生きるかは分かりませんが、かなりの判断をする際のファクターにはなるんじゃないかな。

ここにあがってくる何点、何点という〇とか△とか、そういうものではないの、保護者からの、ないし、地域住民からのそういう反論とか意見とかをよく聞かないと、前には進めにくい案じゃないかな、と思います。

会長

事務局にお伺いしたいんですけども、③のどこなんですけれども、小中一貫教育を行う上で、というところで、同一中学校区内の小学生の教育機会等の不均等が生じるおそれというのがあるんですけれども、これなんですけれども、交野市は4校10校ある中で、一斉に一貫教育のカリキュラムは同時にスタートするんでしょうか。それがバラバラでしたら、不均等であるということで考えないといけないのですけれども、そのあたりどうなんでしょうか。

事務局

今年度から交野市小中一貫学園構想事業ということで、平成32年度には4つの中学校区、4つの学園すべてで小中一貫教育が行われるということで準備をしておりますので、カリキュラムとかそういう面におきましては4つの中学校区すべてで同時のスタートと考えております。

会長

ということは、子どもにとって、児童生徒にとっての、児童に対

してのデメリットになることはないということですね。

事務局 今、委員がおっしゃったように、刺激に関する問題がありますので、カリキュラムに関することと言えば、一応、4つの中学校区すべてで同じ時期にスタートすることになります。

会長 ただ、教職員のことで言いましたら、先ほど事務局から説明もありましたけれども、中から小に、専科で5、6年生を教えますよ、というときの移動。分離型であれば、小学校に行く、あるいは戻るその移動時間が必要になってくる。そこは、やはり時間というものがプラスして、1時間の授業にしても前後の1回の時間をプラスにして考えていかないといけないと。例えば、一コマの授業をするのに、全部合わせたら二コマ、三コマの時間確保でいかないといけないということだけでも、子どもにとって、児童生徒にとって、それはデメリットにならないという考え方でいいと思うんですが、それはどうでしょうか。一斉に交野市はスタートするということで。

事務局 今おっしゃられたように、児童生徒の移動、教職員の移動というものはありますが、それらも含めて今モデル校区で課題検討しております、その解消に向けて様々な手を打ちながら、平成32年度には、カリキュラムについては、小中9年間のカリキュラムで4つの中学校区すべてで実施するということで、準備を進めております。

会長 みなさんよろしいでしょうか。

委員 教育環境という意味で言ったら、評価とか学力は同じカリキュラムでやるからいいと思うんですけども、近くに、1年から9年まで一緒にいる子どもと、今までの小学校と同じように6年まで行っている子とだと、環境が全然違いますよね。能力は、カリキュラムで一緒になる、教育は同じになるけれども、人間としての形成で、

一貫校で育って、例えば、年代も全然違いますよね、小学校と中学校だったら。そういう場合で、環境が全然違う。子どもを取り巻く環境が全然違う。

でもね、教育は一緒ですけども、そこに同居してるか別居してるかで全然違うじゃないですか、環境が。学校の雰囲気も違うし。

ぱっと見たら、中学生も一緒に行ってる学校と、今までと同じような延長線で小学校から行っている学校だと、やっぱり、教育を取り巻く環境は全然違うと思うんです。

ですから、前に、委員からも出たように、一応デメリットとして進めてきて、デメリットとして評価して行って、見直せるときにやっぱりこれは別にデメリットでもないな、というかたちになるかどうかですけども。ぼくはデメリットになるのかな、と思うんですけども。ひとつの、小中一貫校で1年から9年までが新しい学校でスタートするのと、おのずと違うんじゃないかなと思うんです。

1年から9年までいるところと、1年から6年までいるところとだったら。上の中学生の子と一緒に共同で、何かするという機会が少なくなるんじゃないかと思うんです。

会長

実際に小中一貫をやっておられるところを見てきているんですけども、例えば、一貫にしたとしても、例えば、小学校6年の課程、現行制度にのっとって一貫教育をやりますので、カリキュラムとかはこのかたちで組みますけれども、スムーズにつなげるように。ところが、小学校6年間、中学校3年間というのは、授業の流れで、行事も流れると思うんですよね。ただ、機械的に5-4にするとかそのあたりを4-3-2にするとか、それはカリキュラム上のことであって、その教育環境は、私は変えては逆にいけないと思うんです。一斉に、例えば交野市中学校4校すべて一貫校にしますよ、というのはできないと思うんですよね。逆に言ったら、分離型であれ、施設一体型であれ、同じ教育は提供しないといけない、子どもにとって。そういうふうに思うんです。ですから、行事面で一緒にやらないといけないとかは、分離型であっても、いくらでもで

きると思うんです。一緒に時々行事をやるとか。そういうことで努めたらいいのかな、と。

今委員が言われたように、デメリットでおいといて、どこかの時点で検討すればいいというのも、考え方だと思うんです。どのあたりまでそれを考えるかということなんです。

事務局どうでしょうか、このあたり。

事務局

今おっしゃったように、分離型であっても、子どもたちの交流も含めて、同一の機会を与えないといけないとは考えています。また、小学校中学校一緒に9年間いる子どもたちと別の子どもたちになれば、多少は精神面であるとか、小学生にしてみれば、中学生を見ながら、6年間過ごすのと、別の校舎で6年間過ごすのと、多少精神的な面で影響があるかと思いますが、内容とか量につきましては、実際もしその方向でなれば対応できるように、とは考えています。

会長

例えば、審議会の中でそこをデメリットでとらえていくということであれば、それはそれで、私は課題意識を持ってやるということでもいいと思うんです。事務局案で出てるのではなく、あくまで審議会としてこれをデメリットとしていくということは、何ら問題はないと思うので。

委員

京都の2校視察に行かせてもらった時に、施設一体型と分離型と両方見たんではないかな、という記憶があるんですけども、一番問題なのは、分離型の場合に、ただやはり通わなければならない。先生も通うけれども、子どもも交流させるためには通っていくということ、相互にやっていくようなやり方で、言ったら、何もなくて中一ギャップというような問題は起こりにくいだろうなということを感じたんです。

分離型であったとしても、施設一体型並みの、教師が中学校から小学校に出向いて行ったり、あるいは、逆に小学生が中学校に行っ

て、中学校で授業を受けるというようなかたちの交流をしていったら、中一ギャップという問題も起こりにくいかな、というようなことは実感としてありました。

ただ、運用次第では、分離型であろうが、一体型であろうが、それは必ずしもデメリットというふうには言わないのではないかな、と私は京都見させてもらって思います。

委員

私が申しましたのは、分離型で進めていく、統合型で進めていく、ということではなく、併設であることが問題だと言っているんです。ですから、ここで止まってもなんですので、デメリットになる可能性がある程度で置いて、次の話に移ってもらったらどうでしょうか。

会長

よろしいですか。このかたちで。

ありがとうございます。

それでは、③は課題とまで、小さなデメリットとは言わなくても、課題意識を持って進めていくということで。そういうことで進めさせていただくということで。

それでは、他に望ましくないと考えられるような配置案やデメリットがありましたら、ご意見を出していただきたいのですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件3「第三中学校区の適正配置について」はここまでとさせていただきます。次回は、本日、委員の皆様からいただいた意見等を踏まえまして、第三中学校区の適正配置案の評価表の確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、案件4「第四中学校区の適正配置について」を議題と致します。

この案件につきましても、先程の案件と同様、本日は、前回のおさらいと、適正配置案の番号に斜線のあるデメリットについて、確認していきたいと思っております。

事務局説明をお願いします。

事務局

はい。

案件 4「第四中学校区の適正配置について」説明させていただきます。

第四中学校区の各学校の学校規模は、平成 28 年度時点では、すべての学校が適正な学校規模となっていますが、平成 52 年度の推計をみますと、大規模な開発を考慮しない場合、岩船小学校、藤が尾小学校の 2 校が小規模となる見込となっています。

しかしながら、藤が尾小学校については、現状の校区割で考えると、星田駅北の住宅開発の影響などから、将来も適正規模を維持する見込みとなっているなど、第四中学校区の学校適正配置を考える上でも、星田駅北の開発区域の学校区が、非常に重要な要素となります。

一方で、岩船小学校については、星田駅北の開発区域の学校区にかかわらず、将来、小規模化が見込まれており、何らかの対策が必要となってきますが、岩船小学校区の周辺の状態を考えると、学校規模適正化の方策として、校区変更により岩船小学校の適正規模を確保することは難しいと見込まれる旨の説明をいたしました。

続いて、学校施設についてですが、こちらは、昨年時点で岩船小学校が築後 45 年の校舎のある学校となっておりますが、藤が尾小学校、私市小学校、第四中学校については、本市では比較的、新しい学校施設となっています。

四中学校区の現状についての説明は以上になります。

次に、教育環境上望ましくないデメリットについて、確認していきます。スライドは、一覧表の資料「第四中学校区の適正配置案」の 1 ページ目となっています。

第四中学校区の学校適正配置案についても、第三中学校区の時と同様に、スライド紫破線枠内のように、いくつかの配置案は、教育環境上望ましくないと考えられることから、配置案の番号に斜線を引いています。

教育環境上望ましくないと考えられるデメリットについては、こ

ちらのスライドに記載の、2つのデメリットとなっています。

①通学距離が、学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲を超えるような距離の場合

②小中一貫教育を行う上で、同一中学校区内の小学生の間に教育機会等の不均等が生じるおそれがある場合

となっていますが、②については、先程の案件 3 でご審議いただきまして、デメリットと言い切るところまでではないにせよ、課題になってくるであろうというところで、今後検討の余地が必要であるだろうというところが、先ほどのご審議の中でいただきました。

案件 4「第四中学校区の適正配置について」の説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました「第四中学校区の適正配置について」、斜線のデメリットの審議に入る前に、事前に資料をご確認いただいた中で疑問などがあれば、ここで確認していきたいと思えます。

委員の皆様、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、配置案番号に斜線を引いてあるデメリットについて確認していきたいと思えます。

案件 3 で、ご確認いただきましたお手元のペーパーをご覧くださいいただけますでしょうか。

こちらに記載の、教育環境上望ましくないと考えられるデメリットについては、①は基本方針で定めた通学距離の許容範囲から外れるものですので、子どもたちにとって望ましくないということで進めさせていただきたいのですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

それでは、記載のデメリットを含む案については、審議から外していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

また、配置案を確認いただいた中で、他に望ましくないと考えられる配置案やデメリットなどがありましたら、ご意見をいただきたいと思います。

委員の皆様、どうでしょうか。

委員、いかがでしょうか。特にこの配置案の中でよろしいですか。

委員

はい。微妙に星田の方が三中校区と重なってきますので、これがどうということになると、二つを懸案しないとだめなので、これが、ということはいえないな、と今は思っています。

会長

他にどうでしょうか。よろしいですか。

委員

今、7つの考え方の中で、現行の中学校区を変えないというのが前提にあって、そういう話ですときてるんですけども、本来なら、今日資料をいただいた、校区と地域の境界が一致していないというふうなかたちでいくと、同じ区から同じ中学校に行ってもらって、というのがいちばん望ましいというように思うんですけども、星田北だけ後から入ってきたから三中じゃなく四中に行くというかたちになったときに、星田地区は7つの区に分かれてるんですけども、地域としてはもともと星田という大きいところだったんですけども、それぞれがわかれていっているということになると、7丁目の部分、新しく一貫教育になるときに、JRから向こう側は藤が尾で、こちら側は星田で旧のほうです、というような大きくしたら一番わかりやすいと思うんですけども、いかんせん今7丁目なんかは定住されてて、自治会活動も活発にやられていることを考えると、地元に出した時に相当意見も出てくるのかな、というのもあるので。今、ぼくが思っていたのは、星田区は三中に来てもらって、という。

また7つの基本からずれるところもあるので、まだ頭の中でも整理がつかない状況があるんですけども。逆に言うと、7つの基本があるから、校区は変えられないよ、という、四中は藤が尾と私市

と岩船ですよ、というかたちがあるからその上にのっかって適正配置を考えているという。星田北の増えていく人が、これから小規模になろうとしている藤が尾とか岩船に校区変更していかないといけないのかな、というのも、頭の中ではわかっているんです。

地元でも7丁目の星田へきている子と藤が尾へきている子との間には、全然コミュニティはないです。分かれています。全然接点がないです。こちらは星田へ来ていて、行事も星田でやっている。こちらは藤が尾に行って、藤が尾でやっている。防災訓練なんかも地域のやつでも、藤が尾区として星田区は入っていないから、星田北の藤が尾に行っている子だけが、どちらからも構ってもらえない状況になっているんです。うちから今星田北の見回りとかもやっているんですけども、やっぱり、よそよそしいというか、なじんでいない感じがあるんです。

7つの基本があるので、その中でものを考えていかなければ、基本がめっちゃくちゃになると説明できないですよ。なんでもかんでも、こういう案もあるからと聞いていても、7つの基本があるから、というかたちで説明していく。例えば、評価基準も、こういう基準があって、検討した結果がこれやで、というかたちにしないとあかんのかな、と思うんです。

副会長 基準なしでやったら話にならないでしょう。

委員 そうです。ならないので。ですから、校区は、今の校区を変えない。中学校区。

副会長 それがデメリットとか問題とか課題とかいうことで地域コミュニティで話が噴出してきたら、それはそれでまた検討する機会はあるでしょう。

委員 なるべく、地域に持って行ったときにそういうことが起こらないようなかたちを想定して考えとかないといけないのかな、というの

があるんです。

会長 いろいろ地域性は難しいものがあるので、どういう考え方で、というのが。

委員 次の人に説明するしかたとして、どれが一番いいかな、という。機械的に評価して機械的にやって、というかたちが一番説明、基本は基本でわかってますね、というのが各団体に、7つの基本があるよ、その範囲内で適正配置を考えたらこれです、というのを説明していかないと、たぶん前に進まないかなと。

せっかくこれだけ委員会やっていて、ある程度のところまで進めていかないと、審議会十何回やっていて、今どうなってるのか聞かれたときに、これは見せられない、口頭では話せない、となるので、一応、今の基準にのっとして評価して行って、これからが詰めになっていくよ、というかたちで。ましてや地域に帰って校区割まで変わるとか、今の中学校区が変わるなんて言いかけたら、変に話が大きくなってしまいます。

会長 委員の方で、例えば配点を5点、10点、20点としてもらってますが、そういう考え方というのは大事だと思うんです。資料をつくるにしても、分かりやすく説明するということが大事だと思うんです。

委員 これが答えではなく、検討ですよ、という。ですから、今は基準を変えない方が、いいのかなと思います。デメリットの問題も、確かに大きいですよ。教育に不均等があるというのは、文言が。そんなのをデメリットとしては、デメリットにも入りませんよね、不均等があるということは。課題として。課題としてぐらいはあるな、というかたちで。

審議会で自由に発言するとしたら、ざっくばらんにもっと言いたいことはあるんですけども。急にはできない。

会長

ありがとうございます。

本日も活発なご議論をいただきありがとうございました。

次回につきましては、第三中学校区・第四中学校区についても、事務局に配置案の評価表を用意してもらいながら、全中学校区の適正配置について議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、事務局、報告事項等があればお願いします。

事務局

次回の審議会の日程ですが、11月8日（水）15時からこの場所2階会議室で、開催予定ですので、ご予定の程よろしく願いたします。

以上でございます。

会長

それでは、本日の審議会はこれで閉会にしたいと思います。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。